

男女がともに 輝くために

共に輝くみほの会
- 美浦村女性行政推進協議会 -

問合せ 企画財政課
☎029-885-0340(内)208

私たちにできることは何か

小峯久美子

共に輝くみほの会ー美浦村女性行政推進協議会ーでは、活動の一つとして講演会や研修会に参加したり、DVD教材を視聴しての自主研修を行い「男女共同参画」について学んでいます。

今回は自主研修を通して考えた「私たちにできることは何か」についてご紹介します。自主研修の内容は「子どもの人権」です。取り上げた理由は幼稚園や保育所で子どもを対象とした研修を実施する

ためですが、選んだDVD教材は条例の説明ではなく、「育児」「虐待」「いじめ」「子どもの権利」について、問題点をインタビュ形式で捉え、解決に向けて解説し、ワークテキスト(質問)に記入するというものです。

事例として

▼子育ての不安…ひとりで家事と育児をし、一日誰とも話をしないときがあり、ストレスがたまる。親や夫にも相談できず、孤独である。

解決に向けての解説の要約

昔と比べると、情報量はたくさんあります。しかし、子育ては何が正解ということはないので、子育てをする環境としては非常に迷うところだと思います。子どもを自分の思い通りに育てようと思わないことが大切で、親と子は自分と似ていても、まったく違う部分もあります。理想を押し付けても難しく、その子の人格を尊重しながら子育てをすると少し違ってくるのではないのでしょうか。また、子どもは可愛

いだけの存在ではなくうるさい存在でもあるので、親子を温かく見守ることが大切です。子育て中の親が、ゆとりをもって子育てできるように地域を作っていくかなくてはいいけません。

会員から上がった声

子育て中の方に対して、私たちにできることは何か。

あいさつなどの声かけ

自分も同じ子育て中なので情報を共有して助け合う

子育て中の人の話を聞き必要なサポートにつなげる

等があげられました。会員には子育て中のお母さんもいるので、状況を聞きながら活動を進めたいと思います。

一緒に活動しませんか？

共に輝くみほの会ー美浦村女性行政推進協議会ーでは、活動を共にできる会員を随時募集しています。どうぞお気軽にお声かけください。

■問合せ先 企画財政課

所得税の確定申告と村県民税の申告相談はお済ですか？

今年度は『みほふれ愛プラザ』で申告相談を実施しています

※美浦村役場庁舎ではありませんのでご注意ください。

お早めに！



▶受付期間 3月15日(月)まで

◎午前の部 受付時間：午前8時30分～11時／申告相談開始：午前8時45分

◎午後の部 受付時間：午前11時～午後3時／申告相談開始：午後1時30分

ご注意ください！

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から所得税の申告期限・納付期限について4月15日(木)まで延長されることとなりましたが、**村での申告相談は3月15日(月)で終了**します。3月16日(火)以降は、みほふれ愛プラザで所得税の申告相談受付ができなくなるため、**竜ヶ崎税務署での相談受付**となります。村県民税の申告相談は美浦村役場税務課で相談受付をいたします。

「申告をする必要がある方」や「申告の際に必要なもの」、「村で相談できない申告」など詳しくは広報みほ令和3年1月号、または村公式ホームページをご覧ください。



■問合せ 役場税務課 ☎029-885-0340(内)109・121